日調連発第１０４号
令和８年７月３１日

各土地家屋調査士会担当役員　殿

日本土地家屋調査士会連合会業務部長

登記・供託オンライン申請システムのサービス利用時間拡大時間帯における
申請滞留時の対応について（お知らせとお願い）

標記システムのサービスの利用時間の拡大については、本年5月13日付け日調連発第42号をもってお知らせしたところですが、法務省から別添のとおり情報提供がありましたので、お知らせします。

合わせて、本件に係る留意事項について別紙のとおりお知らせしますので、貴会所属の会員へ周知されますようお願いします。

特に、同システムの利用時間と登記申請の受付時間は異なる取扱いであるため、実務上、申請情報の送信時刻と受付日の関係に留意願います。

なお、別添資料につきましては、会員限りとしていただき、一般への展開やSNS等への掲載はお控えいただくようお願いします。

別紙

# 登記・供託オンライン申請システムのサービスの利用時間の拡大における留意事項

## １　登記・供託オンライン申請システムの利用時間

令和８年８月３日（月）以降は、次のとおり利用時間が拡大されます。

【現行利用時間】

| 区分 | 利用時間 |
|---|---|
| 平日 | 午前８時３０分から午後９時まで |

【変更後】

| 区分 | 利用時間 |
|---|---|
| 平日 | 午前８時３０分から午後１１時まで |
| 土日祝日 | 午前８時３０分から午後６時まで |

## ２　登記申請の受付時間

登記申請の受付時間は、従前どおり、平日の午前８時３０分から午後５時１５分までです。

そのため、午後５時１５分を過ぎて申請情報を登記・供託オンライン申請システムに送信した場合、申請情報はシステムに到達しますが、受付は、原則として翌業務日に行われる取扱いとなります(法務省)。

したがって、利用時間の拡大後においても、平日午後５時１５分以降又は土日祝日に送信した申請情報については、送信日当日に登記申請の受付が行われるものではない点に留意が必要です。

## ３　利用時間内の電子納付

申請用総合ソフトまたは、かんたん登記・供託申請から電子納付を行う機能については、土日祝日を含む延長後の利用時間においても利用可能です。

ただし、申請に基づく納付情報を通知する機能については、今回の利用時間拡大の対象外となっており、延長後の利用時間内に申請された事件の納付情報は、翌業務日以降まで通知されません。

（別添）

# 登記・供託オンライン申請システムのサービス利用時間拡大時間帯における申請滞留時の対応について

日本司法書士会連合会
日本土地家屋調査士会連合会

2026年７月
法務省

# はじめに

令和８年８月３日から開始する利用時間拡大に伴い、利用時間拡大時間帯及び拡大業務日においては、通常業務日と異なる運用体制を適用します。

そのため、申請データの滞留が発生した場合の対応及び申請人様へのご対応が通常業務日とは異なります。

本資料では、申請データの滞留の概要、滞留発生時の対応及び申請人様へのお願い事項についてご説明します。

【説明内容】

１　利用時間拡大の概要
２　申請データの滞留及びその対応
３　申請人様へのお願い事項
参考１　中止／却下処理前後の画面表示
参考２　申請データの不備等が原因であることが判明している場合の不到達通知
参考３　原因の特定に調査を要する場合の不到達通知

# 1 利用時間拡大の概要

令和８年８月３日からサービスの利用可能時間を以下のとおり拡大します。

■ 利用可能時間

＜現行＞
・平日 は８：３０～２１：００
・土日祝日は利用不可

＜拡大後＞
・８：３０～２３：００まで延長
・８：３０から１８：００まで利用可能

■ 拡大時間帯の運用体制

・通常業務日（平日8：30～21：00）
通常運用保守

・利用時間拡大時間帯・拡大業務日（平日21:00～23:00及び土日祝日8:30～18:00）
監視中心

※　利用時間拡大時間帯及び拡大業務日においては、通常業務日と運用体制が異なるため、“申請データの滞留”が発生した場合の対応も異なります。

※　申請データの滞留の概要及び対応については、次頁以降をご参照ください。

# 2 申請データの滞留及びその対応について

**（1）申請データの滞留とは**

申請データにデータ構造（XMLのタグ構造や署名の文字コード等）の不備があった場合や、ネットワーク等に障害が発生した場合に、オンライン申請システム上で当該申請の本登録処理が行えず、申請データが処理待ちの状態となることを指します。

また、申請データが滞留した場合は、申請順位を保全する観点等から、後続案件の自動受付処理が実施できなくなる場合があります。

※ 滞留は、 不動産登記申請及び商業登記申請のいずれでも発生します。

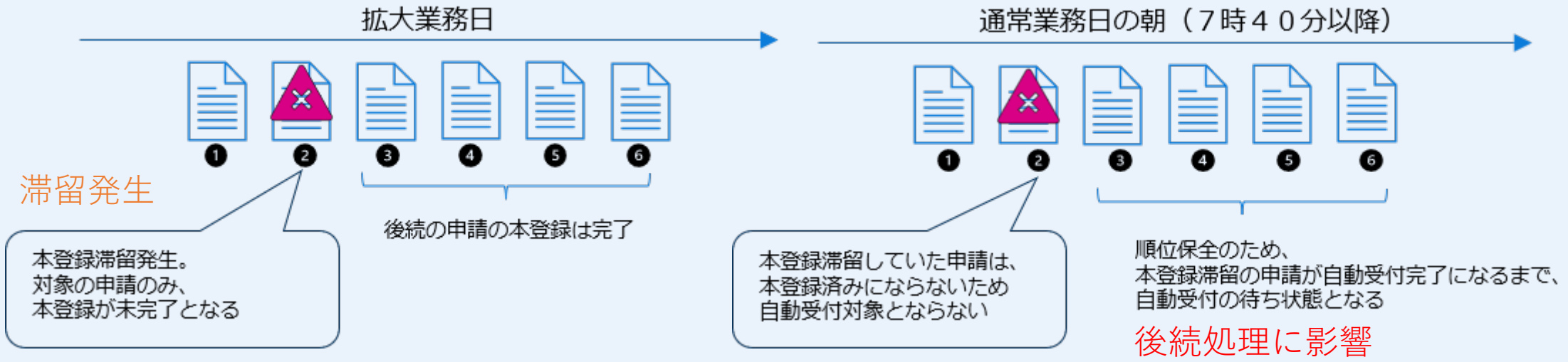


**（2）申請データの滞留が発生した場合の対応**

申請データの滞留が発生した場合は、申請順位の保全や、後続案件の自動受付処理への影響を回避するため、当該申請について、中止／却下処理を実施する必要があります。

# 2 申請データの滞留及びその対応について

**（3）中止／却下処理の実施及び申請人様へのご連絡について**

申請データについて中止／却下処理を実施する場合の流れは、以下のとおりです。

通常業務日においては、中止／却下処理の実施前に滞留原因の調査及び申請人様への連絡を行いますが、利用時間拡大時間帯及び拡大業務日においては、原因調査が翌日以降となることから、中止／却下処理後に申請人様へご連絡することとなります。

＜通常業務日＞

申請滞留発生

↓

運用監視で検知（当日中）

↓

原因調査（当日中）

↓

申請人様へのご連絡（当日中）

↓

中止／却下処理実施（当日中）

↓

不到達通知（当日中）

＜利用時間拡大時間帯　及び　拡大業務日＞

申請滞留発生

↓

運用監視で検知（当日中）

↓

中止／却下処理実施　（当日中　又は　翌通常業務日の前日）

↓

不到達通知（当日中　又は　翌通常業務日の前日）

中止／却下となった場合、原因を解消した上で、再度申請いただく必要がありますが、原因の特定と連絡が後日となるため、その旨を通知へ記載いたします。

↓

原因調査・申請人様へのご連絡（翌業務日）

※ 中止／却下処理前後の画面表示については、参考１を参照してください。

# 3 申請人様へのお願い事項について

**利用時間拡大時間帯又は拡大業務日において、不到達通知を受けた場合**

**①不到達通知の内容をご確認ください。**

不到達通知には、

Ａ：申請データの不備等が原因であることが判明しているもの

Ｂ：原因の特定に調査を要するもの

の２種類があります。

通知内容により、その後の対応が異なりますので、ご留意願います。

※ 各通知例については、参考２及び３を参照してください。

**Ａ：申請データの不備等が原因であることが判明しているものの場合**

**②メッセージを確認し、不備のあるデータを修正して再申請を行ってください。**

**Ｂ：原因の特定に調査を要するものの場合**

**②原因が特定されるまでは、再申請を行わないでください。**

原因によっては、再度同様のエラーが発生するほか、重複申請となる可能性があります。

**③ 翌業務日に、法務省から滞留原因及び対応方法をご連絡します。**

**④ ご連絡内容をご確認の上、必要に応じて再申請をお願いします。**

**ご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。**

# （参考１）中止／却下処理前後の画面表示

## ①申請用総合ソフトの場合

### 中止却下前

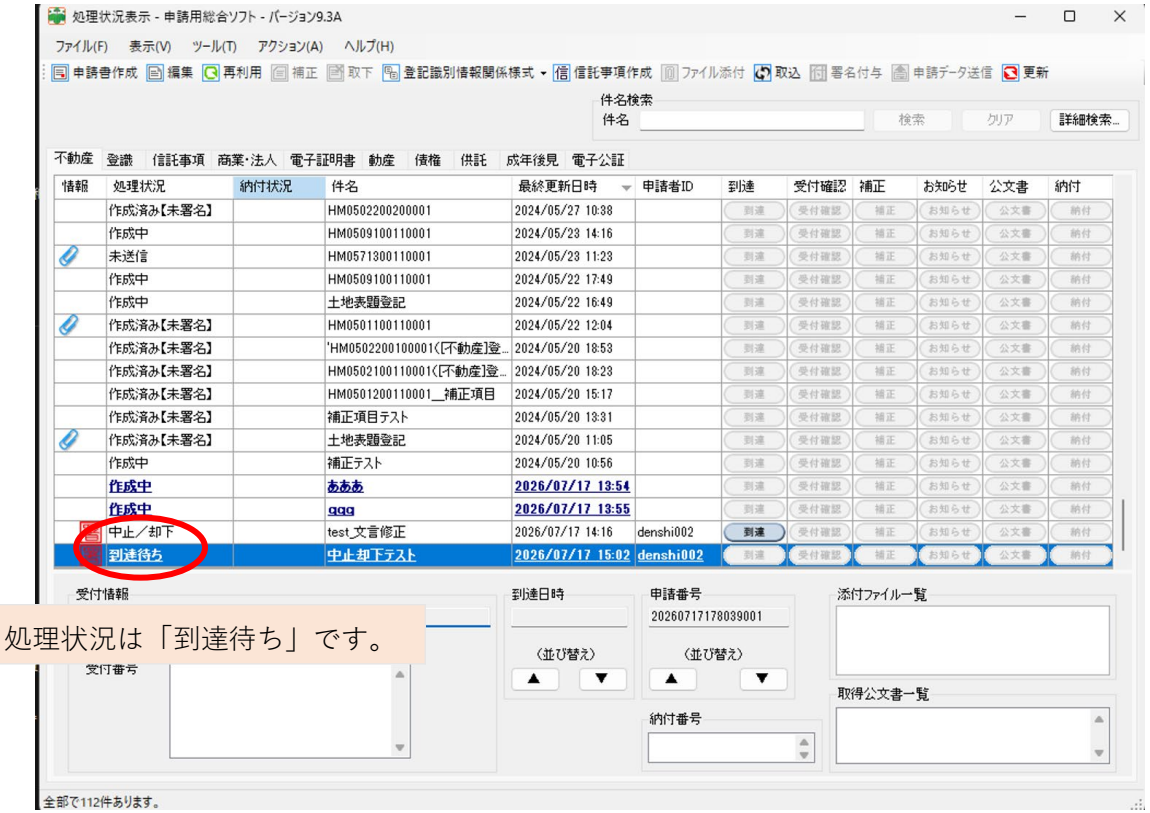


処理状況は「到達待ち」です。

### 中止却下後

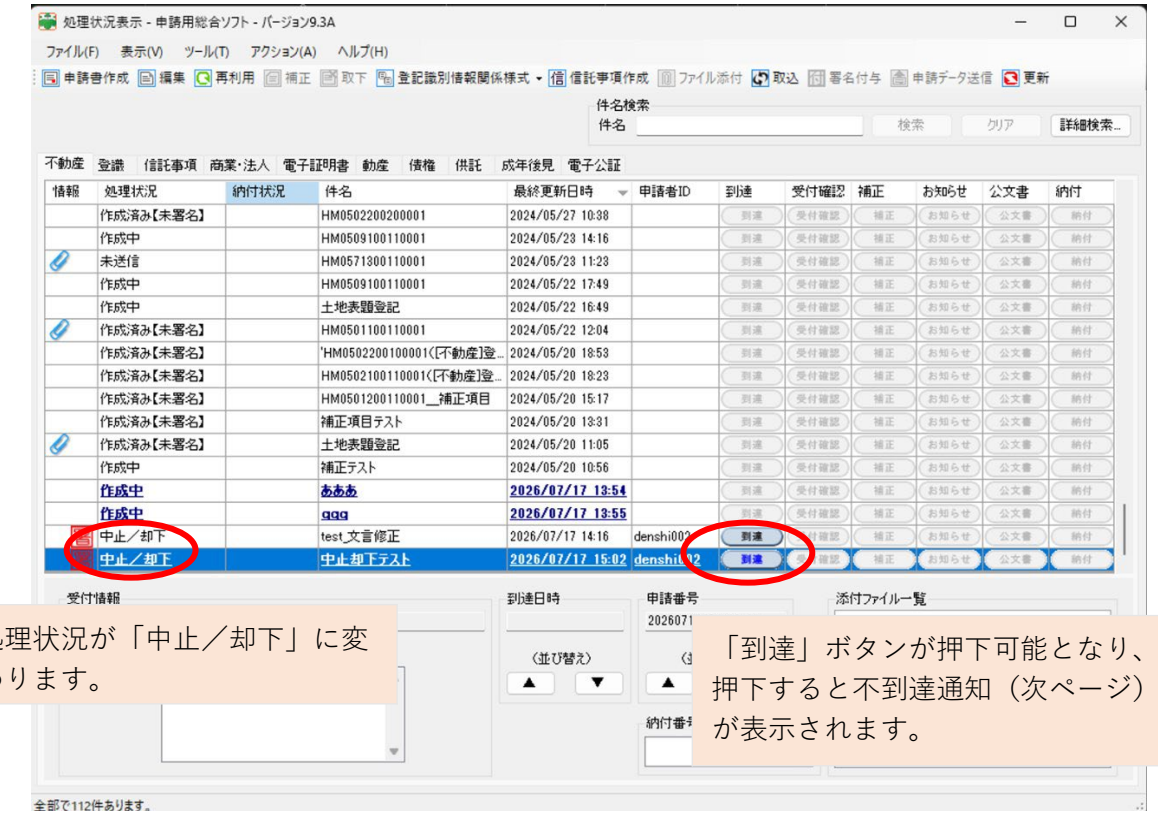


処理状況が「中止／却下」に変わります。

「到達」ボタンが押下可能となり、押下すると不到達通知（次ページ）が表示されます。

# （参考１）中止／却下処理前後の画面表示

## ②かんたん登記・供託申請の場合

中止却下前




中止却下後



# （参考２）申請データの不備等が原因であることが判明している場合の不到達通知

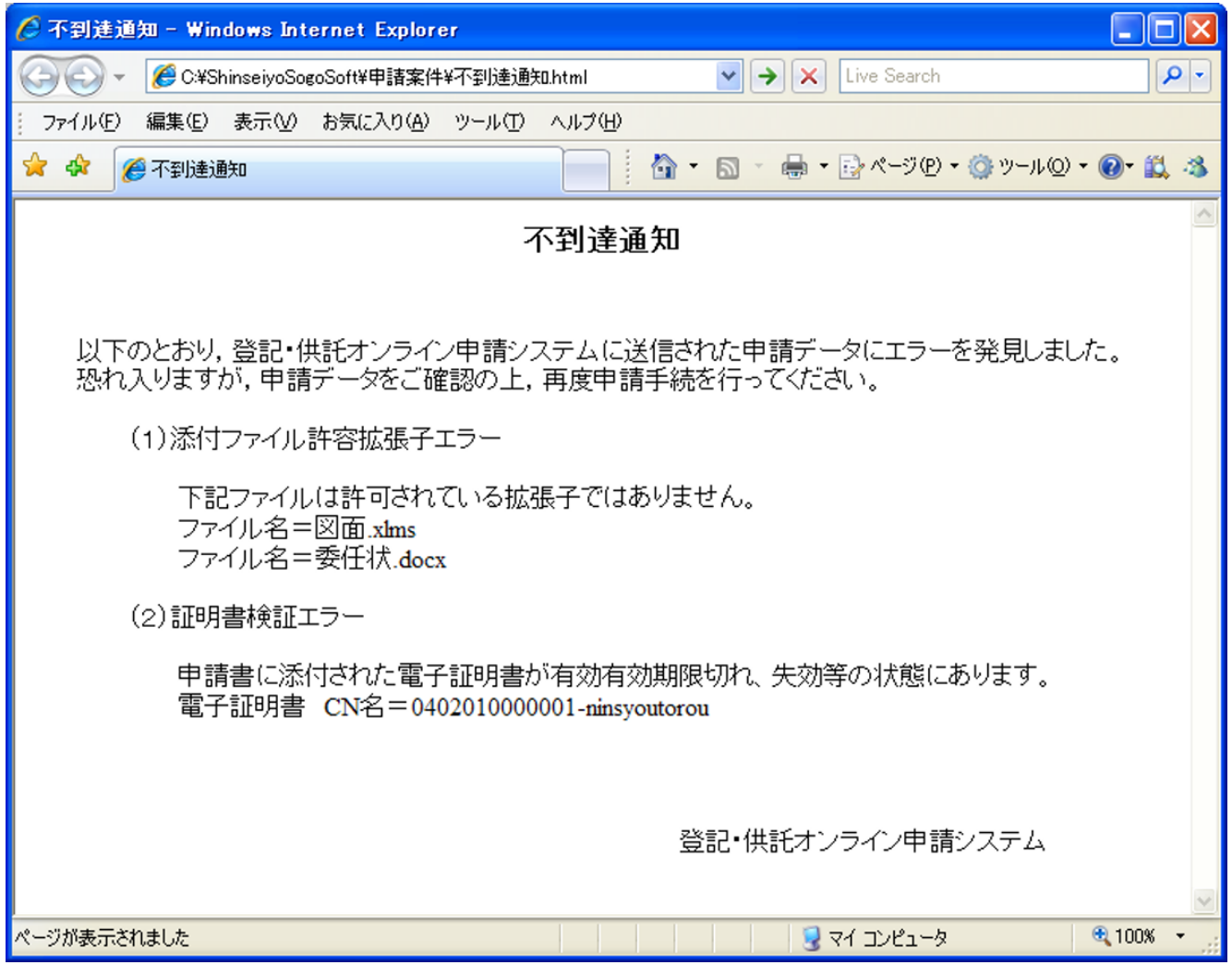

# （参考３）原因の特定に調査を要するものである場合の不到達通知

## ①申請用総合ソフトの場合



# （参考３）原因の特定に調査を要するものである場合の不到達通知

## ②かんたん登記・供託申請の場合



お知らせ／補正のお知らせ

### お知らせ／補正のお知らせ

登記所から通知される手続に関するお知らせです。

**申請情報**

| | | | |
|---|---|---|---|
| **申請番号** | 20260717178040001 | **申請者氏名** | 電子将太郎 |
| **手続** | 建物滅失の登記申請 | | |

**お知らせ／補正のお知らせ**

| | 発行日時 | お知らせの種類 | 通知内容 |
|---|---|---|---|
| 1 | 2026/7/17 15:11 | 不到達通知 | 登記・供託オンライン申請システムに送信された申請データにおいてエラーが発生しました。<br>中止／却下事由は後日連絡いたしますので、内容をご確認の上、再度申請手続を行ってください。<br>到達エラー<br>申請データにおいてエラーが発生したため、本システムに登録できません。 |

閉じる